

## 令和5年1月1日以降に経営事項審査を申請される方へ

令和5年1月1日の建設業法施行規則および関係告示等の改正に伴い、経営事項審査の審査項目が追加、変更されました。詳細は以下の通りです。

☆令和5年1月1日以降に申請される方につきましては、申請様式に変更がありますので、必ず最新の様式で作成の上、ご申請ください。

＜変更がある様式＞

・様式第25号の14別紙3 その他の審査項目（社会性等）

### I ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況【新設】

- ①審査基準日における、女性の職業生活における活躍に推進に関する法律に基づく「えるぼし認定（1段階目）」、「えるぼし認定（2段階目）」、「えるぼし認定（3段階目）」、「プラチナえるぼし認定」の取得状況。
- ②審査基準日における、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」、「トライくるみん認定」、「プラチナくるみん認定」の取得状況。
- ③審査基準日における、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく「ユースエール認定」の取得状況。  
（①～③について審査基準日において認定取消または辞退が行われている場合は、評価対象となりません。）

### II 建設機械の保有状況【評価対象建設機械の拡大】

今回、新たに追加される建設機械については、以下の通りです。

- ①ダンプ車（土砂等を運搬する貨物自動車）のうち、自動車検査証の「車体の形状」の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラー」または「ダンプセミトレーラー」の記載が確認できるもの。
- ②高所作業車（労働安全衛生法施行令第13条第3項第34号に規定する作業床の高さ2メートル以上のもの。）
- ③締固め機械（労働安全衛生法施行令別表第7第4号に規定されるもの。）
- ④解体用機械（労働安全衛生法施行令別表第7第6号に規定されるもの。）  
（所有の確認や正常に稼働することの確認（特定自主検査等）ができない場合は評価対象となりません。）

Ⅲ 国または国際基標準化機構が定めた規格による認証または登録の状況【評価対象の拡大】

- ・ 審査基準日における「エコアクション21」の認証の取得状況。

(認証範囲に建設業が含まれない場合や認証範囲が一部の支店等に限定されている場合は、評価対象となりません。)

Ⅳ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

(令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請から適用。)

審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った審査対象工事<sup>※1</sup>において、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置<sup>※2</sup>を実施している場合に評価されます。申請の際は様式第6号「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書」を作成する必要があります。

※1 「評価対象工事」とは、以下①～③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った工事です。

①日本国外で施工された工事。

②建設業法施行令第1条の2第1項に定める軽微な工事

(工事1件の請負代金の額が500万円(建築一式工事の場合は1,500万円)に満たない工事)

(建築一式工事のうち、延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事)

③防災協定に基づき行う災害応急対策もしくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策。

※2 「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置」とは、以下の①および②を満たす必要があります。

①建設キャリアアップシステム上での現場および契約情報の登録をしていること。

②建設工事に従事する者が建設キャリアアップシステムへ直接入力によらない方法<sup>※3</sup>で就業履歴を蓄積できる体制を整備していること。

※3 「直接入力によらない方法」とは、就業履歴データ登録標準API連携認定システム(以下:APIシステム)により、入退場履歴を記録できる措置を実施していることです。APIシステムについては(<https://www.auth.ccus.jp/p/certified>)をご確認ください。

※4 審査基準日以前1年のうちに、評価対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合は、加対象となりません。

滋賀県土木交通部監理課建設業係  
TEL: 077-528-4114